



# 山形県公報

平成18年2月7日(火)  
第1714号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                |                        |
|--------------------------------|------------------------|
| 山形県結核予防費補助金交付規程の一部を改正する規程..... | (保健業務課) ...155         |
| 県営土地改良事業に係る換地計画の決定.....        | (最上総合支庁農村整備課) ...162   |
| 県営土地改良事業に係る換地処分.....           | (置賜総合支庁西置賜農村整備課) ... 同 |
| 河川区域の変更等による廃川敷地等.....          | (河川砂防課) ... 同          |

### 教育委員会関係

#### 告 示

|                                                               |     |
|---------------------------------------------------------------|-----|
| 昭和51年9月県教育委員会告示第14号(山形県指定民俗文化財指定基準)の一部改正.....                 | 163 |
| 昭和51年9月県教育委員会告示第15号(記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の<br>選択基準)の一部改正..... | 同   |

### 公 告

|                |               |
|----------------|---------------|
| 一般競争入札の公告..... | (病院事業局) ... 同 |
| 同.....         | ( 同 ) ...165  |
| 同.....         | ( 同 ) ...166  |

## 告 示

### 山形県告示第78号

山形県結核予防費補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年2月7日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県結核予防費補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県結核予防費補助金交付規程(昭和37年2月県告示第127号)の一部を次のように改正する。

別表算定基準の項第1号中「472円」を「470円」に改め、同項第2号中「499円」を「497円」に改め、同項第3号中「6,336円×医療機関で精密検査を受けた者の延べ数。ただし、結核予防法施行規則(昭和26年厚生省令第26号)第4条ただし書の規定により直接撮影を省略した場合は、4,905円×医療機関で精密検査を受けた者の延べ数及びやむを得ない事情で直接撮影のみを行った場合は、」を削り、「行った者」を「受けた者」に改める。

別記様式第1号第2項を次のように改める。

(1-2)

学校・施設名

2 補修補修施設事業計画及び所要額内訳

| 区                               | 分                                 | 受診人員          |                        |                                   | 支出予定額              |                                                                            |                                                                           | 交付基準額に<br>よる算出額<br>(C)×基準単価 | 過<br>定<br>額<br>(F)又は(G)の<br>いずれか低い額 |  |
|---------------------------------|-----------------------------------|---------------|------------------------|-----------------------------------|--------------------|----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|-------------------------------------|--|
|                                 |                                   | 受診人員<br>(A)   | 補助<br>対象外<br>人員<br>(B) | 補<br>助<br>対<br>象<br>人<br>員<br>(C) | 支<br>出<br>額<br>(D) | 補<br>助<br>対<br>象<br>外<br>受<br>診<br>者<br>に<br>対<br>する<br>支<br>出<br>額<br>(E) | 補<br>助<br>対<br>象<br>受<br>診<br>者<br>に<br>対<br>する<br>支<br>出<br>額<br>(F)-(b) |                             |                                     |  |
| 一<br>区<br>校<br>舎<br>修<br>繕<br>費 | 70<br>ミ<br>カ<br>ラ<br>ミ<br>ラ<br>リ  | 学生・生徒         | 人                      | 人                                 | 円                  | 円                                                                          | 円                                                                         | 円                           |                                     |  |
|                                 |                                   | 施設の収容者<br>職 員 |                        |                                   |                    |                                                                            |                                                                           |                             |                                     |  |
|                                 | 100<br>ミ<br>カ<br>ラ<br>ミ<br>ラ<br>リ | 学生・生徒         |                        |                                   |                    |                                                                            |                                                                           |                             |                                     |  |
|                                 |                                   | 施設の収容者<br>職 員 |                        |                                   |                    |                                                                            |                                                                           |                             |                                     |  |
|                                 | 區<br>校<br>舎<br>修<br>繕<br>費        | 学生・生徒         |                        |                                   |                    |                                                                            |                                                                           |                             |                                     |  |
|                                 |                                   | 施設の収容者<br>職 員 |                        |                                   |                    |                                                                            |                                                                           |                             |                                     |  |
| 合 計                             |                                   |               |                        |                                   |                    |                                                                            |                                                                           |                             |                                     |  |

別記様式第2号第2項及び第3項を次のように改める。

(2-2)

学校・施設名

2 補修授業等断事業費等普及の精算額内訳

| 区分               | 種目  | 対象人員 | 受診人員 | 受診率(%) | 一次検閲関係実施分 |           |        |        | 合計 |
|------------------|-----|------|------|--------|-----------|-----------|--------|--------|----|
|                  |     |      |      |        | 間接撮影      |           | 直接撮影   |        |    |
|                  |     |      |      |        | ミラーカメラ    | 100ミラーカメラ | リコーカメラ | リコーカメラ |    |
| 学生又は生徒           |     |      |      |        | 人         | 人         | 人      | 人      | 人  |
| 施設の収容者           |     |      |      |        | 人         | 人         | 人      | 人      | 人  |
| 職員               |     |      |      |        | 人         | 人         | 人      | 人      | 人  |
| 計(人員)            | (A) |      |      |        | 人         | 人         | 人      | 人      | 人  |
| 支出額              | (B) |      |      |        | 円         | 円         | 円      | 円      | 円  |
| 補助対象外<br>実施人員    | (C) |      |      |        | 人         | 人         | 人      | 人      | 人  |
| 上記(C)に対<br>する支出額 | (D) |      |      |        | 円         | 円         | 円      | 円      | 円  |
| 補修対象<br>実施人員     | (E) |      |      |        | 人         | 人         | 人      | 人      | 人  |
| 上記(E)に対<br>する支出額 | (F) |      |      |        | 円         | 円         | 円      | 円      | 円  |
| 交付基準額に<br>よる算出額  | (G) |      |      |        | 円         | 円         | 円      | 円      | 円  |
| 過定(G)の<br>いれかき額  | (H) |      |      |        | 円         | 円         | 円      | 円      | 円  |

(注) 1 支出額(B)の合計は別記様式第3号の「収支精算書」の支出額の合計額と一致すること。

2 ※印欄は記入しないこと。



別記様式第3号を次のように改める。



## 附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、平成17年度分以後の補助金について適用する。

## 山形県告示第79号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営木ノ下地区土地改良事業に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成18年2月7日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

## 2 縦覧に供する場所

真室川町役場

## 3 縦覧に供する期間

平成18年2月8日から同年3月7日まで

## 4 その他

この決定に不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

この処分については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てに対する決定に対してのみ、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

## 山形県告示第80号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、県営畔藤地区土地改良事業に係る換地処分をした。

この処分の取消しの訴えは、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成18年2月7日

山形県知事 齋 藤 弘

## 山形県告示第81号

河川区域の変更等により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、関係図面は、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部西村山総務建築課において縦覧に供する。

平成18年2月7日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 河川の名称

一級河川最上川水系沼川

## 2 廃川敷地等が生じた年月日

平成18年1月30日

## 3 廃川敷地等の位置

寒河江市大字寒河江字鶴田58-4地先から(上流端)

寒河江市大字寒河江字仲田153地先まで(下流端)

## 4 廃川敷地等の種類及び数量

土地 406.23m<sup>2</sup>



## 教育委員会関係

### 告 示

#### 山形県教育委員会告示第3号

昭和51年9月山形県教育委員会告示第14号(山形県指定民俗文化財指定基準)の一部を次のように改正する。

平成18年2月7日

山形県教育委員会  
委員長 伊藤 晴 夫

第1 県指定有形民俗文化財指定基準の一部を次のように改正する。

第1項第4号中「計算具」を「計算具、計量具」に改め、第2項中「一」を「いずれか」に改め、同項中第5号を第6号とし、同項第4号中、「階層」を「様式」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 技術的特色を示すもの

第3項中「他民俗」を「我が国民以外の人々」に改める。

第2 県指定無形民俗文化財指定基準の一部を次のように改正する。

第1項及び第2項中「一」を「いずれか」に改め、次の1項を加える。

3 民俗技術のうち次の各号のいずれかに該当し、特に重要なもの

(1) 技術の発生又は成立を示すもの

(2) 技術の変遷の過程を示すもの

(3) 地域的特色を示すもの

#### 山形県教育委員会告示第4号

昭和51年9月山形県教育委員会告示第15号(記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択基準)の一部を次のように改正する。

平成18年2月7日

山形県教育委員会  
委員長 伊藤 晴 夫

第1項中「一」を「いずれか」に改め、同項第1号中「典型」を「典型的」に改め、同項第2号中「中に」を「中で」に改め、第2項中「一」を「いずれか」に改め、第4項中「他民族」を「我が国民以外の人々」に、「前3項」を「前各項」に改め、同項を第5項とし、第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 民俗技術のうち次の各号のいずれかに該当し、重要なもの

(1) 技術の発生又は成立を示すもの

(2) 技術の変遷の過程を示すもの

(3) 地域的特色を示すもの

## 公 告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県立新庄病院院内清掃等業務について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年2月7日

山形県立新庄病院長 中 嶋 凱 夫

1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院大会議室

(2) 日 時 平成18年3月17日(金) 午後2時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量 山形県立新庄病院院内清掃等業務 一式

- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 契約期間 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
  - (4) 履行場所 山形県立新庄病院
  - (5) 入札方法 総額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
- 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。
- (1) 特定調達契約に係る競争入札参加者の資格に関する公告(平成18年1月20日付け山形県公報第1709号)により公示された資格を有すること。
  - (2) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の15に定める基準に適合していること。
  - (3) 清掃作業員を常時22名以上派遣できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院総務課 電話番号0233(22)5525
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。
- 7 落札者の決定の方法
- (1) 落札決定に当たっては、低入札価格調査制度(以下「調査」という。)を採用し、調査基準価格を下回る価格の入札者(以下「対象者」という。)については、調査を行なったうえで落札するか否かを決定する。
  - (2) 対象者が落札決定を受けるためには、調査に応じなければならない。
  - (3) 対象者は、入札日から5日以内に履行確認等調査票を発注者に提出しなければならない。(調査基準価格を下回った入札者全員に提出義務があります。)
  - (4) 対象者は、入札価格の理由、内訳、労務の調達予定等により、当該入札価格で適正な履行が確保できることを示さなければならない。
  - (5) 次のいずれかに該当するときは、落札決定を受けることが出来ない。  
対象者が調査に応じないとき又は履行確認等調査票を期限まで提出しないとき。  
対象者に契約の意思がないとき。  
対象者が入札金額の範囲内で適正な履行が確保できることを証明できないとき。  
その他明らかに契約の履行が困難と見込まれるとき。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) 現場説明会の場所及び日時  
イ 場所 山形県立新庄病院大会議室  
ロ 日時 平成18年3月3日(金) 午後1時30分
  - (2) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(1)、(2)及び(3)に係る証明書を平成18年3月13日(月)午後3時まで山形県立新庄病院総務課に提出すること。この場合において、証明書を提出した者は、開札日の前日までに証明書に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
  - (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。
  - (4) この入札及び契約については、山形県立新庄病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
  - (5) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
  - (6) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the services to be required : Cleaning of building of Shinjo Prefectural Hospital

(2) Time-limit for tender : 2:00P.M. March 17, 2006

(3) Contact point for the notice : General Affairs Division, Shinjo Prefectural Hospital, 12-55 Wakaba-cho, Shinjo-shi, Yamagata-ken 996-0025 Japan TEL 0233-22-5525

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、山形県立新庄病院基準寝具、病衣、ICU当直医師用等寝具及びストレッチャーシート賃貸借について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年2月7日

山形県立新庄病院長 中 嶋 凱 夫

#### 1 入札の場所及び日時

(1) 場 所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院大会議室

(2) 日 時 平成18年3月17日(金) 午前11時

#### 2 入札に付する事項

##### (1) 調達をする物品の名称及び数量

イ 山形県立新庄病院基準寝具、病衣、ICU当直医師用等寝具及びストレッチャーシート賃貸借

ロ 年間予定数量

(イ) 基準寝具 146,444組

(ロ) 病衣 105,326組

(ハ) ICU当直医師用等寝具 730組

(ニ) ストレッチャーシート 3,500組

(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(4) 履行場所 山形県立新庄病院

(5) 入札方法 (1)ロの(イ)、(ロ)、(ハ)及び(ニ)ごとに1組1日あたりの単価により行う。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 特定調達契約に係る競争入札参加者の資格に関する公告(平成18年1月20日付け山形県公報第1709号)により公示された資格を有すること。

(2) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の15に定める基準に適合していること。

(3) 災害等により一時的に2の(1)のイの業務に係る施設の操業が困難になる場合に備えて必要な措置が講じられていること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院総務課 電話番号0233(22)5525

#### 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

#### 7 落札者の決定の方法

2の(5)による入札価格が山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内であって、かつ、2の(1)のロの(イ)、(ロ)、(ハ)及び(ニ)ごとの入札価格にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額が最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

- (1) 4の特約条項、入札説明書及び仕様書の交付は、平成18年3月3日(金)とする。  
この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)および(3)に係る証明書を平成18年3月13日(木)午後3時までに山形県立新庄病院総務課に提出すること。この場合において、証明書を提出した者は、開札日の前日までに証明書に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。
- (3) この入札及び契約については、山形県立新庄病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
- (5) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Supplying hospital linen to Shinjo Prefectural Hospital
- (2) Time-limit for tender : 11:00A.M. March 17 , 2006
- (3) Contact point for the notice : General Affairs Division, Shinjo Prefectural Hospital, 12-55 Wakaba-cho, Shinjo-shi, Yamagata-ken 996-0025 Japan TEL 0233-22-5525

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、A重油の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年2月7日

山形県立新庄病院長 中 嶋 凱 夫

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院大会議室
- (2) 日 時 平成18年3月28日(火) 午後1時30分

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称 A重油(JIS1種2号)
- (2) 年間調達予定数量 1,170キロリットル
- (3) 納入期間及び納入方法 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間において、指定する納入日に指定する数量をタンクローリーで納入すること。
- (4) 納入場所 山形県立新庄病院
- (5) 入札方法 1リットル当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札参加者の資格

特定調達契約に係る競争入札参加者の資格に関する公告(平成18年1月20日付け山形県公報第1709号)により公示された資格を有すること。

#### 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院医事経営課 電話番号0233(22)5525

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

#### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。

#### 7 落札者の決定の方法

山形県財務規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この契約においては、契約書の作成を必要とする。
- (2) この入札及び契約については、山形県立新庄病院の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は、効力を有しない。
- (4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : A Fuel Oil 1,170kl
- (2) Time-limit for tender : 1:30P.M. March 28, 2006
- (3) Contact point for the notice : Medical Management Division, Shinjo Prefectural Hospital , 12-55 Wakaba-cho, Shinjo-shi, Yamagata-ken 996-0025 Japan TEL 0233-22-5525

平成18年2月7日印刷  
平成18年2月7日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056